

6 通所介護

<人員基準のポイント>

- ・ 管理者（1人 管理上支障がない場合は、生活相談員との兼務可）
- ・ 生活相談員（提供時間数に応じて（※）1人以上）
- ・ 看護職員（単位ごとに1人以上）
- ・ 介護職員（単位ごとに提供時間数に応じて（※）、利用者15人まで1人以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。）
- ・ 機能訓練指導員（1人以上）

※ 「提供時間数に応じて」とは、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計を、提供時間数で除して得た数につき基準で定められた数以上確保することをいう。

<設備基準のポイント>

- ・ 食堂及び機能訓練室（両者を合計した面積が3㎡×利用定員以上）
- ・ 相談室、静養室、事務室（部屋の形状になっていること。なお、詳細は県通知「居宅サービス事業に関する設備等の留意点について」を確認すること。）
- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ・ サービス提供に必要な設備、備品等

<運営基準のポイント>

- ・ 管理者は事業所を一元的に管理し、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他事業者の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護認定の申請（更新）等を援助すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等のサービス提供事業者との密接な連携に努めること。
- ・ 居宅サービス計画の作成や変更の援助をすること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 利用者の選定により提供する特定のサービス費（通常の事業の実施地域を越えた送迎に要する費用、延長サービスに要する費用）、食費、おむつ代、その他の日常生活費について、利用者から実費相当額を徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること。）。
- ・ 利用者に合わせて通所介護計画を作成し、説明・同意を得るとともに交付すること。また必要に応じ修正すること。
- ・ 不正又は故意に要介護状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 利用者に緊急事態が生じた場合、主治医への連絡等の措置を講じること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 原則として、従業者によりサービスを提供すること（一部委託可。下記（8）参照。）。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。
- ・ 利用定員を遵守すること。
- ・ 非常災害に備えて計画を立て、避難・救出等の訓練を行うこと。
- ・ 宿泊サービス（通所介護以外の夜間、深夜のサービス）を行う場合は届出を行うこと。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

(1) 複数単位となるのは、次のような場合です。

ア 一定の距離を置いた複数の場所で行われ、サービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合

イ 午前と午後で別の利用者を対象としている場合

(2) 介護職員については、単位ごとに常時1人以上の介護職員を従事させる必要があります。勤務体制表の作成にあたって、十分に注意してください。

(3) 生活相談員は、特別養護老人ホームの生活相談員の任用資格に準ずる資格が必要です。

社会福祉主事任用資格者、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士

(4) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

(5) 「機能訓練指導員」は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練を行う能力を有する次の資格を持つ者とします。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師(他資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)

(6) レクリエーションや行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員や介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

(7) 機能訓練室等は、併設の医療機関や介護老人保健施設、介護医療院の通所リハビリテーション等を行うためのスペースと合わせて設置することが認められます。ただし、それぞれの事業に必要なスペースを区分し、かつ、それぞれの面積等が設備基準を満たしていることが必要です。

(8) 従業者によりサービスを提供することの例外(委託等)は、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について認められます。